

今後の進め方(案)について

平成29年7月27日

北陸地方整備局 高田河川国道事務所

1. 関川流域委員会等によるこれまでの取り組み

関川流域委員会等によるこれまでの取り組み

流域委員会名	開催日時	会議主旨	備考
第1回関川流域委員会	平成13年3月13日	・委員会設立 ・委員会の進め方協議	
第2回関川流域委員会	平成14年2月19日	・関川への思い(過去・現在、今後)	
第3回関川流域委員会	平成14年7月24日	・関川への思いに対する意見交換	・掘田東京大学助教授講演(演題:合意形成と論調の整理)
第4回関川流域委員会	平成14年11月26日	・現地視察(関川、放水路計画地)	
第5回関川流域委員会	平成15年3月10日	・取組むべき課題の整理と基本方針の設定 ・ワーキンググループの設置	・防災、・環境、・住民意見吸い上げ
第6回関川流域委員会	平成15年6月18日	・流域委員会、WG、専門分科会の役割、位置付け確認 ・流域委員会の具体的な検討内容、合意形成の方法、スケジュール確認	・WG:第1回~12回開催 ・専門分科会H.15.8.18
第7回関川流域委員会	平成15年9月29日	・関川流域委員会の役割、方針等合意 ・住民意識調査について	
第8回関川流域委員会	平成16年3月19日	・住民意識調査に対する今後の解析方針検討	
第9回関川流域委員会	平成17年2月7日	・住民意識調査中間報告	川や水に対する意識調査結果説明会(第1回H.16.4.17,第2回H.16.7.3)
第10回関川流域委員会	平成18年1月27日	・関川流域における水の基本的な考え方(骨格)案 ・関川流域委員会の今後の活動(案)	H.17.6.11 第1回関川流域フォーラム
第11回関川流域委員会	平成18年10月6日	・車座方式住民意見交換会、川の見学会、ワークショップの活動について報告 ・「安全で親しみのもてる関川・保倉川を目指して(案)」の検討	
第12回関川流域委員会	平成19年4月17日	・関川水系河川整備基本方針策定に基づく基本方針報告 ・河川整備計画原案の目標(案)	H.18.10.29 第2回関川流域フォーラム
第13回関川流域委員会	平成19年5月17日	・治水対策の妥当性、・環境、流域全体の視点 ・関川水系河川整備計画原案の目標(案)了承	
第14回関川流域委員会	平成19年10月16日	・関川水系河川整備計画骨子案の議論	H.19.8.25,26 関川意見交換会
第15回関川流域委員会	平成19年12月12日	・関川水系河川整備計画原案の議論 ・関川水系河川整備計画原案の広報、説明会について	H.19.11.14 第3回関川流域フォーラム
第16回関川流域委員会	平成20年3月14日	・関川水系河川整備計画(原案)に対する意見書骨子(案)提案	
第17回関川流域委員会	平成20年3月25日	・関川水系河川整備計画(原案)に対する意見書を提出	
第18回関川流域委員会	平成27年5月27日	・関川・保倉川治水対策検討部会の設立を提案	・関川・保倉川治水対策検討部会第1~4回開催

2.代替案と懸念への対応

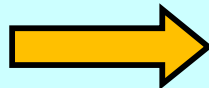
■ 関川水系河川整備計画(原案)に対する意見書(平成20年3月25日)より抜粋

○ 代替提案や要望の妥当性とその実現可能性を真摯に考え、懸念を払拭する努力を重ねて、はじめて流域住民の合意の下に、安全な関川、保倉川を目指した取り組みを推進することができる。

○ 河川管理者は、(中略)懸念事項、要望事項等に対応することのできる十分な資料を作成し、必要に応じて具体の対応策を提案する。

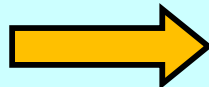
■ 関川・保倉川治水対策検討部会の「地元からの主な意見・質問に対する回答」においても地域分断及び津波対策について、その対応が求められている。

● 最適な治水対策案(代替提案)



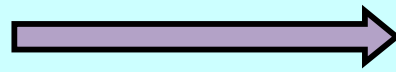
関川・保倉川治水対策検討部会において「放水路案」が他案に対して優位であることを確認。

● 放水路整備に伴う懸念事項への対応



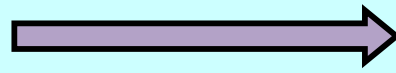
今後進める現地調査やまちづくりの議論の中で、流域住民の皆様とともに上越市をはじめとした関係機関と連携しながら検討。

① 地域(町内)分断



① 放水路ルートについて、検討部会の「放水路計画を検討する際の留意点」に基づき検討した上で、分断感のない空間デザインや新たに創出される一体感のある地域づくり等を検討。

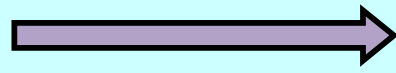
② 家屋等移転



② 移転地等の検討(コミュニティの確保)。

③ 環境負荷等

- ◆ 放水路への津波遡上
- ◆ 開削による海風の影響
- ◆ 海水の浸入による地下水への影響
- ◆ 海岸への影響



③ 環境負荷等の検討

- 海岸管理者である新潟県が検討しているL1津波※の公表結果に基づき津波対策に関する検討を行い、必要となる対策を実施。
- 風向風速観測を継続調査し、海風の影響について検討。
- 周辺地下水位観測を継続調査し、塩水による地下水への影響について検討。
- 海岸に及ぼす影響について、調査検討。

※ L1津波: 甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高が低いものの大きな被害をもたらす津波